

議案番号	件 名
提案課名	内 容
議案第 3 8 号	三田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
保 育 振 興 課	<p>【改正趣旨】 幼児教育・保育無償化に係る子ども・子育て支援法等の改正に伴い、利用者負担額等に関する規定等について、所要の規定の整備を行うため、当該条例の一部を改正しようとするもの。 今議会に議案第 3 3 号として提案したが、内閣府令の原稿訂正に伴い、所要の規定の整備を加え、改めて提案するもの。</p> <p>【関係法令】 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 2 6 年内閣府令第 3 9 号）</p> <p>【改正内容】</p> <p>1 第 5 条（字句整備） 幼児教育・保育無償化に伴う子ども・子育て支援法の改正により、本条例に係る保育料に関する規定の整備を施すものであり、併せて、保育料の規定を明確（保育料と延長保育料）にする。</p> <p>2 第 6 条（新設） 食費等の徴収根拠を規定 (1) 食費に要する費用 (2) その他保育において提供される便宜に要する費用のうち、保育所の利用において通常必要とされる費用</p> <p>【施行期日】 令和元年 1 0 月 1 日</p>